

第2章 消費者行政施策の方向性

I 安全の確保

消費者にとって、安全で安心な暮らしが確保されることは、日常生活を営むうえで最も基本的かつ重要な事項です。身近な生活用品の安全確保に関しては、思わぬ事故につながる可能性もあることから、必要な調査・検査等を実施します。

また、相次ぐ食品の偽装表示やずさんな安全管理、食中毒の発生、加えて福島第一原子力発電所の事故による一部の食品や水道水から放射性物質が検出されたことなど、食品に対して不安を感じる消費者が依然として多いことから、監視・指導、食品の検査を実施し、食品の安全確保に努めます。

1 商品等・サービスの安全性確保

- ① 事業者の提供した商品・サービスが危険性の高い商品であることが明らかになった場合において、安全確保のため緊急の措置が必要であると認められるときは、その商品・サービスの名称や事業者の氏名、その他必要な事項を公表します。
- ② 欠陥商品による身体等への危険や被害を未然に防止するため、消費生活用製品安全法・電気用品安全法・ガス事業法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく必要な調査及び立入検査を実施します。
- ③ 苦情相談の処理にあたって、苦情の原因となった商品の調査を行う必要がある場合は、専門の検査機関等に調査を依頼します。
- ④ 有害物質を含有する家庭用品による健康被害を未然に防止するため、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき販売店等の監視指導、試買等の試験検査を実施します。また、市民に対しては、家庭用品の使用方法等に関する啓発活動を強化するとともに、積極的に健康被害に関する状況把握に努めます。
- ⑤ 健康を支える居住環境づくりを推進するため、各区保健福祉センターを中心とした啓発活動の実施、また、相談内容や要望事項に応じて居住環境の実態調査を行い、望ましい居住環境の整備を支援します。

- ⑥ 公園で子どもが安全に遊具で遊べるようにするため、定期的に遊具の安全点検を行います。

2 食の安全性確保

- ① 生産段階における農産物の安全性確保のため、生産者に対して「農産物病害虫防除の手引き」を配布し、適正な農薬使用及び防除記録の作成を指導しております。また、環境にやさしい環境保全型農業の推進に努め、安全・安心な農作物の安定供給を図ります。
- ② 製造・流通・保管・消費に至る全ての段階において食品の適切な取り扱いが重要であることから、「川崎市食品衛生監視指導計画」に基づき、食品取扱施設等の施設基準の適合状況や温度管理等の衛生的取扱状況の監視指導を行います。
- ③ 市内で製造・加工される食品等及び市内を流通している食品等の目視検査や微生物学的・理化学的（添加物・残留農薬等）検査を実施します。
- ④ 食品衛生上の危害が発生した場合には、原因の究明及び被害の拡大防止を図るために調査等を実施します。
- ⑤ 夏期及び年末など、食中毒被害が発生しやすい時期には、食中毒の発生防止及び食品衛生の向上のために、監視指導・検査等を強化します。
- ⑥ 食品衛生の向上のために食品等関係事業者における自主管理体制の強化を推奨します。
- ⑦ 市民に対してホームページ等を通じて食品の検査状況・食中毒予防等、食品衛生に関する情報の提供を行うとともに、市民との意見交換等を実施します。
- ⑧ 食品に関する表示及び標ぼうの内容は、市民による商品選択の重要な判断材料となるので、食品衛生法・健康増進法等に基づく監視指導を実施するとともに、関係機関と連携を図りながら適正表示の啓発を行うなど、適正化の推進に努めます。

- ⑨ 学校給食においては、年間計画に基づき、使用する食材等の細菌検査、残留農薬検査、理化学検査等の衛生検査や、調理従事者や施設の衛生状態等の検査を適宜実施することで、食の安全性の確保に努めます。
- ⑩ 保育園給食においては、調理従事者及び子どもに関わる全ての保育者の定期的な細菌検査、食材の検収等による食品の安全・衛生管理、給食施設・設備の衛生管理、担当職員の衛生研修を実施し、食の安全性の確保に努めます。

3 監視指導

- ① 旅館業・公衆浴場等の環境衛生関係営業施設については、消費者が安心して利用できるよう、施設の監視指導等を行い、衛生水準の維持向上を図ります。
- ② 専用水道・簡易専用水道については、水道法に基づき、施設及び管理に関する監視指導を行い、衛生水準の維持を図ります。
- ③ 水道法の規制対象外となっている小規模水道及び小規模受水槽水道については、「川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」に基づく適切な指導を実施し、利用者に対し安全な飲料水の確保に努めます。

4 商品廃棄に係る汚染防止

- ① 生活環境の保全の観点から、環境負荷の低減のため、重金属類を含む乾電池やフロンを含む不法投棄された家電製品等について、適正な処理を行います。
- ② 家電リサイクル法に基づいた適正処理が図れるよう、市民、事業者への普及啓発などを行います。
- ③ ボタン型電池等リサイクル可能なものについて店頭回収する取り組みを促進します。

5 放射能汚染に対する安全性確保

- ① 市内で生産された食品や市内を流通する食品の放射能濃度検査を行い、違反食品の排除を図ります。

また、食品の放射能汚染に関する相談に対応し、市民等の不安解消に努めます。

- ② 市内産農産物の安全・安心を確保するため、関係機関と連携し、「かわさき農産物ブランド品」や観光農園の農産物等の主たる市内産農産物について、放射性物質検査を実施します。

- ③ 学校給食で使用する予定の国内産食材を事前にサンプル的に抜き取り、放射能濃度検査を実施し、安全性を確認します。また、その結果を市のホームページで公表することにより、関係者への周知を図ります。

【内容】

・放射性セシウム134・137

- ④ 学校給食で使用する予定の食材の産地を市のホームページで公表することにより、関係者への周知を図ります。
- ⑤ 浄水場の原水と配水池水について、定期的に放射性セシウムの検査を行いホームページ上で公表するとともに、万一放射性物質が管理目標値を超えて検出されるなど対策が必要となった場合には、適切な対応を取るとともに、水道利用者に対する周知と原因究明を行います。

II 表示、計量等の適正化及び不適正な取引行為の禁止

多種多様な商品やサービスが流通している現在では、消費者が適切な選択を行うことは極めて困難になってきています。そのため、価格・量目の表示及び正確な計量は、消費者が選択する上で重要かつ不可欠となることからその適正化が求められます。

また、商品包装については、必要以上に経費をかけた包装容器あるいは過剰な包装を行う過大包装が、商品価格の上昇及びごみ処理問題や廃棄物量の増大につながり、限りある資源の浪費など環境問題にも結びつきます。

1 表示・包装の適正化

- ① 品質・取扱方法・単価価格・取引方法など、消費者の選択の判断材料となる十分な情報を確保するため、条例に基づき定めた表示（単価価格）・包装食品・自動販売機・アフターサービス・包装（消費者包装）の表示の5つの基準に関し、必要に応じて遵守状況調査及び消費者への情報提供を実施します。
- ② 製品の適正包装を推進するため、市内の大手スーパー・百貨店・商店街等の店舗に対し、過剰包装となりがちな、中元・歳暮時期を重点的に、簡易包装及びレジ袋削減の推進について協力要請を行い、事業者との連携を通じたごみ減量を推進します。
- ③ 家庭用品品質表示法に基づき表示の適正化を図るため、遵守状況調査を実施します。

2 計量の適正化

- ① 事業所で使用されている「はかり」について、計量法に基づく定期検査を指定定期検査機関を指定して実施します。
- ② 電気・ガス・水道等の生活に密着した各種メーターの立入検査を実施します。
- ③ 商店・スーパー・詰込事業所等の商品量目、表示及びはかりの使用状態等について立入検査を実施します。
- ④ 包装を開封しなければ正確な量目検査ができない内容量表記商品について試し買い検査を実施します。
- ⑤ 計量に関する情報をホームページや計量検査所の計量資料展示室などをとおして、市民に提供します。
- ⑥ 計量の安全安心の確保を図るため、夏休み計量教室・計量管理講演会・計測技術講習会・計量管理推進発表会等を開催し、市民、事業所等への普及啓発活動を充実させます。

3 不適正な取引行為の禁止

消費者と事業者間の情報量・交渉力の格差があるため、不適正な取引行為によるトラブルは後を絶ちません。消費者にとって適切な判断と選択ができるよう格差是正に努めます。

- ① 販売業者等と情報交換を行い、法令等の遵守を指導します。
- ② 条例の規定に基づき、不適正な取引行為を行っているおそれがあると認めるときは、その実態を調査し改善指導を行います。
- ③ 広域的な被害防止に向け、近隣自治体や関係機関と協議し、事業者指導を行います。

Ⅲ 生活必需物資の確保及び価格の安定

生活必需物資の安定供給及び価格の安定は、消費者が安定した消費生活を送るためには必要不可欠な要素です。また、地震などの災害時には、物不足や異常な物価の高騰などにより、消費生活に重大な影響を及ぼすことがないように、必要な生活物資の調達・供給体制整備を推進します。

1 生活必需物資の確保及び価格安定

- ① 北部市場は、川崎・横浜北部地域の供給圏人口の増大を背景に、市民生活に直結する広域型生活拠点市場を目指し、南部市場は、市街地に立地する特性を活かした生活密着型のコンパクト市場を目指し、南北市場ともに、市民への安全・安心な生鮮食料品等の安定供給に努めます。
- ② 産地が市場を選別する昨今の市場を取り巻く環境の中、消費者が求める安全・安心な生鮮品等を安定的に供給することが今まで以上に市場に求められています。このため、市場内事業者との情報交流を促進し、実需にあった生鮮品等の集荷対策につながる支援に努めます。

- ③ 消費者が身近に存在する都市農業の優位性を活かし地産地消を推進することにより、付加価値の高い農業経営を実現し、安定した生産と市民への供給を図ります。また、農業者（生産者）と市民（消費者）との「顔の見える関係」づくりを進め、営農環境の維持、都市農業・農地の保全を目的とする地産地消推進事業の一環として、産地直売団体支援や大型農産物直売所「セレサモス」への出荷を奨励します。
- ④ 生活必需物資等の価格動向及び需給状況について、広範かつ迅速な情報を提供している国や関係機関と連携強化に努めます。
- ⑤ 生活必需物資の供給不足や価格が著しく高騰するなどの緊急時には、価格の安定と供給の確保に必要な措置を行うため、関係機関との連絡調整、情報収集等、市民生活安定のための対策の推進に努めます。

2 災害救済対策

- ① 災害時には、緊急措置として、飲料水・食料・生活必需品が必要となることから、市内のデパート・スーパー・生活協同組合・大手コンビニエンスストア・神奈川県牛乳流通改善協会等と本市との間で締結している「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定」等に基づき、協定先と連携を図り供給確保に努めます。
- ② 水道は、ライフラインとして市民生活にとって不可欠なことから、震災時の飲み水確保のため、施設や管路の耐震化を計画的に推進するとともに、整備が完了した応急給水拠点に加え、応急給水拠点の確実性、利便性を高めるため、配水池、配水塔や供給ルート耐震化が完了した市立小中学校等へ開設不要な応急給水拠点の整備を進めます。

また、飲料水の汲み置き、応急給水拠点の位置確認など、防災意識の高揚を図ることを目的とした応急給水訓練や災害対策用貯水槽を活用した応急給水活動ができるよう、自主防災組織等を対象とした組立て・給水研修を実施していきます。
- ③ 災害時には、多くの方が避難者となることが想定されることから、川崎市備蓄計画に基づき、公的備蓄として、食料品、飲料水、生活用品、資器材等の備蓄を計画的に進めます。

また、備蓄物資の保管場所として、市立小中学校などの避難所に独立型備蓄倉庫を整備していきます。

- ④ 災害による被害を少しでも軽減するためには、一人一人の日頃からの災害に対する備えに加え、地域ぐるみの防災対策が重要であるため、今後も、「ぼうさい」出前講座や防災啓発冊子の配布など、あらゆる機会を活用して、防災意識の高揚と地域防災体制の強化に向けて普及啓発に努めます。

IV 苦情の処理及び被害の救済

2008（平成20）年6月に大幅に改正（2009（平成21）年12月施行）された特定商取引法では、事業者と消費者との間でトラブルを生じやすい6つの取引類型（①訪問販売、②通信販売、③電話勧誘販売、④連鎖販売取引、⑤特定継続的役務提供、⑥業務提供誘引販売取引）を対象に、行政規制、刑事罰及び民事ルールを規定していましたが、近年、貴金属の訪問買取りなど、いわゆる「押し買い」による被害が高齢者を中心として増加していることを受け、2012（平成24）年8月に、同法が再び改正（2013（平成25）年2月施行）され、「訪問購入」が同法の規制対象となる7つ目の取引類型として新たに追加されました。

また、法律による規制のすき間で発生・拡大する消費者の財産被害に対処するため、2012（平成24）年8月に消費者安全法が改正（2013（平成25）年4月施行）され、各府省の所管法でカバーされないいわゆる「すき間事案」に対し、内閣総理大臣が勧告・命令といった行政措置を行う仕組みが導入され、既存の法規制では対応が難しかった新種の悪質商法に対しても迅速に対応が図られるようになりました。このように、消費者を取り巻く環境の変化に伴い、被害防止のための法律は着実に整備されつつあります。

しかし、インターネット・スマートフォン等の普及を背景とした、不当請求や通信関連の契約トラブルは増加傾向にあり、特に高齢者を狙った新種の悪質商法による被害はいまだに後を絶たない状況です。

社会経済情勢が大きく変化する中、消費者と事業者との間の情報の「質」と「量」や交渉力の格差はますます拡大し、個々の消費者が自らの力のみで被害の回復を図ることが難しくなっている状況を踏まえ、複雑化・多様化する消費者被害等への適切かつ迅速な

対応を目指し、体制の充実・強化を図ります。

1 消費生活相談の充実

- ① 消費生活相談については、専門的知識と経験を持つ相談員による適切な助言・指導やあっせん等により、消費者の権利の回復、救済を図るため、より質が高く効率的で利用しやすい相談窓口の充実強化を目指し、優秀かつ経験豊富な相談員の継続的確保と、統括管理相談員及び主任相談員の設置による組織としての相談体制を推進します。
- ② 弁護士、宅地建物取引主任者等による専門的な助言を受け、複雑・多様化する消費生活相談に迅速、適切に対応する問題解決に向けた相談窓口の高度化を図ります。
また相談員の資質の向上を図るため、ADR（裁判外紛争手続）機関等の専門機関と連携した研修を実施するとともに、国、県、国民生活センター等が実施する研修への参加を促進します。
- ③ 悪質商法による被害の多い若者や高齢者の救済と被害の未然防止・拡大防止を目的に、近隣都市と連携し、若者・高齢者向けの被害特別相談を実施します。また、潜在的な多重債務者を掘り起こし、相談窓口を訪れる契機を提供することを目的に、県や関係機関と連携し、多重債務者特別相談会を実施します。
- ④ 企業の倒産等により、一時的に急増する相談に対しては、緊急特別相談窓口を設置するなど柔軟な相談体制をとり迅速かつ的確に対応します。
- ⑤ 2015（平成27）年度から運用が予定されている全国消費生活情報ネットワーク・システム（P I O - N E T）刷新版の構築に向け、消費者庁、国民生活センター及び庁内関係部局と協議を進めるとともに、運用後はシステムのさらなる活用を図り、広域的な消費者問題への的確な対応と迅速かつ適切な情報提供に努めます。
- ⑥ 消費者安全法に規定する重大事故等について、消費者庁に対し迅速に通知を行い、消費者被害の拡大防止に寄与します。

- ⑦ 複雑・多様化している消費生活相談に、迅速かつ的確に対応するため、関係部局、関係行政機関、専門機関と連携を図り、消費者被害の救済に努めます。

2 被害の救済

- ① 市民の消費生活に著しく影響を及ぼし、または及ぼすおそれのある事案について、公正かつ速やかな解決を図るためにあっせん・調停の実施や消費生活相談における悪質事例等について意見交換を行うために、消費者行政推進委員会苦情処理部会を開催します。
- ② 消費者が事業者を相手にして行う訴訟について、条例・要領で掲げる要件に該当するときは、その費用の貸付けその他訴訟活動に必要な援助を行います。
- ③ 年々手口が巧妙化している架空請求・不当請求や高齢者を狙った新手の悪質商法等については、他自治体や警察等との連携を強化し、情報交換を密にして被害防止に努めます。

V 消費者啓発及び組織化の推進

消費者啓発については、消費者がインターネットの普及など様々な社会情勢の変化に対応し、環境への影響にも配慮しつつ、安全で安心な消費生活を営むために必要な情報や知識を十分に得られるよう、適切かつ効果的な啓発活動に取り組むことが主な課題であると考えています。

本市に寄せられる消費生活相談は、年齢層によって相談内容に特徴があることから、年代に合わせた消費者被害の未然防止と意識の向上に結びつく、より効果的な情報提供やイベントを実施していく必要があります。

また、平成24年12月に消費者教育推進に関する法律が施行され、本市においても、今後、対象者の年齢や特性に応じたライフステージ別の体系的な消費者教育・啓発活動をより一層推進していくことが求められています。

また、「第3期川崎市食育推進計画」に基づき、市民が食に関する知識と食を選択する能力を習得し、健全な食生活を実践できるよう市の特性を生かし、家庭・学校・地域等さまざまな分野において食育を推進します。

こうした学習機会を通じて得た消費生活に関する知識や情報をさらに普及させるため、

自主的・合理的に行動できるよう消費者団体及び消費者団体間の連携を強化し、その活動を積極的に支援します。

1 消費者情報の提供

- ① 鉄道の駅周辺や商店街・イベント会場での街頭キャンペーン・着ぐるみ啓発、ホームページの充実、メールマガジン及びインターネット上での動画の配信、街頭ビジョン等での街頭広告、「くらしの情報かわさき」等の刊行物、関係部局との連携等を通して必要な知識と情報を市民に提供します。
- ② 市内で活動する消費者団体に、研究成果や活動内容の発表の場を提供するとともに、消費生活に関する知識と情報を市民に提供するため、消費生活展を実施します。
- ③ 消費生活情報や消費者問題についての最新情報を自由に閲覧できる資料コーナーを消費者行政センター内に常設し、またコーナー内の消費生活に関連する図書やDVD等をより充実させ、閲覧及び貸し出しを行います。
- ④ 食の安全について、食の安全確保対策協議会で協議し、冊子・パンフレット等の発行を通して情報提供や啓発を図ります。
- ⑤ 食育キャンペーンやイベント・ホームページ・動画・ポスター・リーフレット・チラシ等を通して、健全な食生活や栄養等に関する情報を市民に提供します。
- ⑥ 関係機関、消防関係団体等と連携して、火災予防運動等における街頭広報、防火講話、ホームページ等で住宅用火災警報器、消防用設備等の消防に関する情報の提供を行います。
- ⑦ 耐震化やバリアフリー化などの住宅相談やマンション管理に関する相談窓口の設置、アドバイザーの派遣、講習会の開催等、関係機関やNPO法人と連携した、住まいに関する専門的な支援について、情報提供の更なる充実を図ります。

2 消費者教育の推進

- ① 条例が施行された11月を「川崎市消費者強調月間」として、講演会や啓発事業を集中的に実施します。
- ② 消費生活の知識を普及することにより、消費者問題に主体的に対応・活動できる消費者の育成を目的に、学校・町内会・福祉施設等への出前講座や連続講座等を実施します。

また、高齢者を見守る側の知識の向上や更なる連携強化により高齢者の消費者被害を未然に防止するため、地域包括支援センター等との意見交換会を実施します。
- ③ 卸売市場の役割を広く市民にPRするため、親子や社会人を対象とした市場体験教室等を開催するなど、積極的に情報発信を行います。
- ④ 「川崎市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、循環型社会を構築するため、環境について、知り、学び、実践する教育・学習の場の拡大などを推進します。
- ⑤ 「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」に基づき、省エネの推進、自然エネルギーの普及やエコドライブの推進など地球環境に配慮したライフスタイルへの転換を促すための取り組みを進めます。
- ⑥ 環境問題の解決に向けて行動する人材を育成することが環境教育の重要な基盤整備となることから、環境教育、学習を継続的かつ効果的に行うための人材育成施策として、川崎市地域環境リーダー育成講座を実施します。
- ⑦ 小・中学校PTAを対象に、買い物から料理、片付けにいたる「食」の一連の流れを通して、各個人が環境に配慮した食生活の大切さを学ぶ「エコ・クッキング」講座を実施します。
- ⑧ 健全な食生活を実践するための「食」を選択する力を習得できるように、各区保健福祉センターで実施する事業において学習の機会を設けるとともに、関係局・部署・機関・団体・企業等と連携して、栄養や食生活の講習会や教室を開催します。

- ⑨ 各学校において、児童生徒が消費者として必要な知識や技能、態度を身に付け、生涯にわたって健康で文化的な生活を送ることを目的として、各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間等で消費者教育の充実を図るとともに教材等の開発に取り組みます。

3 消費者団体等の組織化の推進

- ① 消費者団体に対し、研修場所や情報の提供、消費者団体主催の講演会へ講師派遣するなど、自主的な活動を支援します。消費者団体連絡会を開催し、消費者団体との連携及び各消費者団体間の交流を図ります。

また、市内に主たる事務所を持つ生活協同組合が県に行う各種届出の経由事務を行うことでその実態把握に努めます。

- ② 川崎市食育推進会議及び部会、各区食育推進分科会を開催し、継続的な食育推進運動を展開する中で食に関する情報を共有するため、関係機関・団体等の連携・協力体制を確立できるよう支援していきます。

VI 消費者支援協定

消費者行政の推進に当たっては、消費者と行政のみの課題だけでなく、事業者の自主的な努力による改善を促進することも重要であると考えています。このことから、良心的な経営に努める事業者の振興を図る目的で、事業者及び事業者団体と本市の間に5つの消費者支援協定を締結しています。引き続き、既存の消費者支援協定締結先の拡大を図るなど、消費者支援協定の充実に努めます。さらに、多くの市民に協定店を利用してもらうため、冊子や本市ホームページ等での情報提供に努めます。

1 消費者支援協定の締結

- ① 洗濯用粉石けんの安定供給に関する消費者支援協定

洗濯用粉石けんを消費者が選択し、安定購入する機会の確保を図ります。

- ② 家庭用電気製品の修理に関する消費者支援協定

各協定店で取り扱う主要家電メーカーの商品を購入先に関係なく修理に応じること

を定め、消費者が店舗を自由に選択できる機会を提供します。

③ 上下水道の水回り工事に関する消費者支援協定

事業者から消費者に対する工事内容の説明や見積書等の提出について定め、事業者と消費者間の契約トラブルの未然防止を図ります。

④ 住宅工事の契約における消費者トラブルの防止に関する協定

事業者から消費者に対する工事内容の説明や見積書等の提出について定め、事業者と消費者間の契約トラブルの未然防止を図ります。

⑤ 葬儀における消費者トラブルの防止に関する協定

事業者団体に消費者からの葬儀に関する相談窓口及び加盟事業者に対する苦情相談窓口の設置を義務づけるとともに、事業者から消費者に対する葬儀内容の説明や見積書等の提出について定め、事業者と消費者間の契約トラブルの未然防止を図ります。

Ⅶ 施策推進のための行政体制の充実

社会環境の変化に伴い、個人の価値観や生活志向も多様化・個性化しています。消費者問題は、広範囲に及ぶことから市民意見を反映した総合的な消費者行政の推進が求められています。

消費者問題は年々複雑化かつ巧妙化してきているため、市はこれまで以上に消費者行政を横断的に取り組む必要があり、迅速かつ的確に対応するため、関係部署、関係機関との連携・強化に努めます。

1 消費者意見の反映

- ① 学識経験者、消費者代表、事業者代表で構成されている消費者行政推進委員会は、市長の附属機関として消費生活全般にわたる問題について意見を述べるとともに、不適正な取引行為の禁止、消費者教育の推進、消費者啓発の充実、商品等の安全性の確保、消費者行政センターの役割と機能の充実等の諸施策を推進するために取り組むべき課題について審議します。

- ② 消費生活モニターを公募し、消費生活の動向や意識を調査するとともに、消費生活に関する提案、要望等、市民意見の把握に努め、効果的な消費者行政を推進します。また、研修会等を実施し、消費生活における各種知識の普及、啓発及び消費者リーダーの育成に努めます。
- ③ 食の安全に対する消費者の関心が高まる中、学識経験者、消費者代表、事業者代表で構成されている川崎市食の安全確保対策協議会では、食の安全に関するリスクコミュニケーションの場として、情報提供や情報交換を行い、食の安全確保に関する施策体系の充実に関し協議します。
- ④ 市民の申し出により、条例に定める市の措置がとられていない場合及び条例に違反する不適正な事業活動によって広く市民の消費生活に支障が生じるおそれがあると認める場合は、必要に応じて条例に基づく措置をとります。

2 消費者行政の円滑な推進

- ① 消費者行政連絡調整会議、食の安全確保対策協議会幹事会、多重債務者関係連絡会議など庁内の関係局で構成する会議を開催し、広範囲に及ぶ消費者行政を市全体で横断的に取り組むことにより円滑に推進します。
- ② 複雑・多様化する消費者問題に、迅速かつ的確に対処するため、国、県など他の関係機関や消費者団体等と連携をとり消費者行政の円滑な推進を図ります。
- ③ 地方分権の推進に伴い国や県からの事務権限の委任や移譲に対して、執行体制の整備を行い消費者行政の円滑な推進を図ります。